

## 三井住友・グローバル株式年金ファンド Bコース(為替ヘッジなし)

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

主としてグローバル株式マザーファンド受益証券に投資し、中長期的にMSCIワールド指数(ヘッジ無し・円ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

グローバル株式マザーファンド受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。

- 主として日本を含む世界各国の株式に投資します。
- 社内のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない成長性などの投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- 地域配分については、マクロ見通しに基づきトップダウンで決定します。
- 業種配分は、マクロ分析に基づくトップダウン的分析と、個々の産業セクター分析の組み合わせにより行います。
- 個別銘柄の選択は、社内のアナリストの調査内容を活用します。  
実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。

### 2.主要投資対象

グローバル株式マザーファンド受益証券  
(マザーファンドは、日本を含む世界各国の株式を主要投資対象とします。)

### 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。  
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額に対し、10%を上限とします。

### 4.ベンチマーク

MSCIワールド指数(ヘッジ無し・円ベース)

### 5.信託設定日

2000年7月24日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託契約の一部を解約することにより残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎年1月23日(但し休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年1.620%(税抜き1.50%)

<内訳>

委託会社 年0.7776%(税抜き0.72%)

受託会社 年0.108%(税抜き0.10%)

販売会社 年0.7344%(税抜き0.68%)

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料、税金、先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の翌営業日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の翌営業日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。「三井住友・グローバル株式年金ファンド Bコース(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・グローバル株式年金ファンド Bコース(為替ヘッジなし)

投資信託協会分類:追加型投信 / 内外 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 16.収益分配

年1回の決算時(原則として1月23日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除して下さい。

### 22.委託会社

三井住友アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部の評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### 市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。「三井住友・グローバル株式年金ファンド Bコース(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。